

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等
に関する法律施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 外国居住者等に係る金融口座情報の自動的な提供のための報告制度における報告金融機関等が所轄税務署長に提供する報告対象契約に係る報告事項の細目について、所要の整備を行うこととする。(第 21 条関係)
- 2 外国居住者等に係る暗号資産等取引情報の自動的な提供のための報告制度について、次のとおり細目を定めることとする。(第 22 条関係)
 - (1) 報告暗号資産交換業者等が所轄税務署長に提供する報告対象契約に係る報告事項の細目を定める。
 - (2) その他所要の措置を講ずる。
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この政令は、令和 8 年 1 月 1 日から施行することとする。(附則第 1 項関係)